

広島県告示第二百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三次市三原町、山家町、小文町尻内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	
三原町（二七五三）	急傾斜地の崩壊	三原町（二七五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
三原町（二七八二）	急傾斜地の崩壊	三原町（二七八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
三原町（三四四三）	急傾斜地の崩壊	三原町（三四四三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
三原町（三四四一）	急傾斜地の崩壊	三原町（三四四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
三原町（三四四三）	急傾斜地の崩壊	三原町（三四四三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
三原町（五四二六）	急傾斜地の崩壊	三原町（五四二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
三原町（六八三六）	急傾斜地の崩壊	三原町（六八三六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
三原町（六八三六）	急傾斜地の崩壊	三原町（六八三六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
三原町（六八三六）	急傾斜地の崩壊	三原町（六八三六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

四一七〇）、 山家町（六八 三七）				山家町（六八 三八）		
山家町（四一 八六）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		山家町（四一 八六）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
山家町（四一 八六）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		山家町（六八 三八）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
山家町（一二 三三）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		山家町（一二 三三）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
山家町（三三 九一）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		山家町（三三 九一）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
小文町（二七 二七）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		小文町（二七 二七）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
小文町（二七 二八）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		小文町（二七 二八）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
小文町（二七 三〇）、小文 町（四一六一 ）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		小文町（二七 三〇）、小文 町（四一六一 ）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
小文町（二七 三一）、小文 町（三三八三 ）、小文町（ 三三九四）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり		小文町（二七 三一）、小文 町（三三八三 ）、小文町（ 三三九四）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
郷川（四四五 隣一）	土石流	次の図のとおり		郷川（四四五 隣一）	土石流	次の図のとおり
郷川（四四五 隣二）	土石流	次の図のとおり		郷川（四四五 隣二）	土石流	次の図のとおり
向三原川（八 五五二）	土石流	次の図のとおり				
郷川（四四五 ）	土石流	次の図のとおり		郷川（四四五 ）	土石流	次の図のとおり
三反田川一号 （五〇七九隣 一）	土石流	次の図のとおり		三反田川一号 （五〇七九隣 一）	土石流	次の図のとおり
三反田川一号 （五〇七九隣 二）	土石流	次の図のとおり		三反田川一号 （五〇七九隣 二）	土石流	次の図のとおり

本郷川（一五 二隣）	土石流	次の図のとおり	本郷川（一五 二隣）	土石流	次の図のとおり
本郷川（一五 二隣）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。